

年金が「400万円以下」でも“確定申告”をしましょう

国税庁のホームページには、「公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません（確定申告不要制度）」と書かれています。しかし、これは誤解を招きやすい表現です。

給料や年金から引かれる所得税は、あくまでも“所得税の仮払い”です。仮払いを精算するのが確定申告です。申告をすることで納めすぎた所得税が返ってくる場合があります。

確定申告をしていいことのひとつは、納め過ぎた所得税が返ること。もう一つは、所得情報が自治体にも伝えられ住民税の申告が不要になることです。

- 次の場合、所得税が戻る場合があります。
- ①年間の医療費が10万円を超えている場合。
 - ②住宅ローンを利用して住宅を購入したり、リフォームした場合。
 - ③社会保険料を支払った場合。
 - ④生命保険料を支払った場合。
 - ⑤企業年金などがあり、所得税を天引きされている場合。

謹賀新年



今年こそ、いい年に
しましょう！



小倉生活と健康を守る会



高齢者や歩行困難者への「ゴミ出し支援」制度

市の“ふれあい収集”の対象者は、①介護保険の要介護2以上の単身世帯、②障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯となっていました。昨年から、③環境局長が認める者が追加されていました。

しかし“局長が認める”中身が公開されていませんでしたが、生健会員の出口市議が繰り返し求め、市のホームページに掲載され、④申請者と同居している者が不在となり一時的に要件に該当。

⑤要介護2相当以上の歩行困難者で、介護保険や障害福祉サービスの受給認定の途中で、④収集場所が急傾斜地等（市営住宅の上層

階）にあり、ごみ出しが困難な者も対象になることを多くの市民が知ることができるようになりました。

ゴミが出ていない場合、声掛けを行い、応答がなければ事前に登録した緊急連絡先に連絡する支援もあります。

申し込みは、代理の方でもできます。
問い合わせ先 環境局業務課
電話番号 093-582-2180



北九州市議会に「生活保護をもとに戻せ」と陳情

えっふん

生活保護を利用できる“条件”（保存版）

あなたの周りにも、生活保護を必要とする方はいませんか

インターネットなどで、“生活保護を利用できる要件”を調べると、1、働きたくても働けない理由がある。2、保有している資産があるなら換金する。3、生活保護以外に利用できる公的制度がない。4、家族や親戚から援助が受けられない。などが並びますが、これは「本当に近いウソ」で「正確」ではありません。正確でない情報を見て生活保護申請をためらうことがあってはなりません。

生活保護を利用できる条件は二つです。

- ①世帯の収入が、国が定めた最低生活費、北九州市では単身60歳の場合73000+家賃29000=約10万円以下。
- ②手持ち金（現金・預貯金・資産の合計）が①未満であること。
- ③④を満たせば、暴力団員以外は誰でも生活保護を利用することができます。

- 1、働いていても、働いてなくても。
- 2、資産があっても、それを使い果たしたり、資産額が②未満なら利用できます。
- 3、手続きをすれば年金を受取れても、受取るまでや年金が①未満なら利用できます。
- 4、家族や親戚などの支援は生活保護の要件ではありません。支援を受けても、その額+収入が①未満の場合は利用できます。

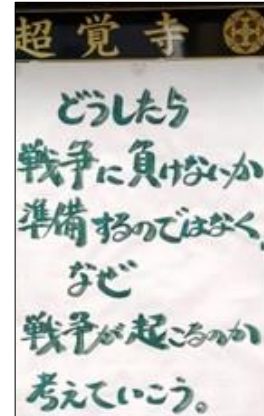
他にも、①②の条件を満たせば

- 若くても、持ち家や田んぼがあっても、借金や住宅ローンがあっても利用できます。
 - 商売をしていても、利益（収入）が①未満の場合は利用できます。
 - ホームレスの場合や住民票が北九州市になくても利用できます。
 - 知人や親せき宅に一時的に寄宿している場合も利用できます。
 - 外国人であっても、日本に永住権を持っている場合は利用できます。
 - 車の保有は、高級車以外で、職場や病院などへの公的交通機関がない場合や、公的交通機関を利用することができない障がい者の場合利用することがあります。
- また、65歳未満の稼働年齢層の場合、保護を辞めたときに、車があった方が仕事に役立つ場合は最長1年間保有が認められています。

- 収入が①を越えていても、①医療（入院・手術・薬を含む）や介護、出産などの費用がある場合、収入が①+①より少ない場合は利用できます。
- 障がい者・母子家庭・妊婦などには、②“加算金”がつきます。収入が①+②より少ない場合は利用できます。
- 子どもがいる場合、③教育費（学級費・給食費・交通費・教材費など）があります。収入が①+③より少ない場合は利用できます。
- 働いていて得た給料がある場合は、給料から“必要経費”を差し引いた金額が収入になります。“必要経費”には、社会保険や組合費、交通費などがあります。その他に、一定額の“基礎控除”も認められます。
- 親や兄弟などの親戚への支援要請もいろいろな事情が配慮されます。

分かりにくくて申し訳ありません。生活保護制度は複雑です。質問や相談は、八記博春(090-1361-0876)にお電話ください。

今月の名言



林鷲山 徳西院 超覺寺のTwitterより

北九州市長選予定候補 ながた浩一さん



生健会も参加している「平和と暮らしを守る北九州市民の会」から立候補します。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

物価高に合う生活保護基準へ

全国生活と健康を守る会連合会（全生連）は20日、2013年8月から引き下げられた生活保護基準を元に戻し、物価高騰に見合う引き上げを求める個人請願書（加藤勝信厚生労働相宛て）9225人分を厚労省に提出しました。全生連は同日会見し、全国でたたかう保護基準引き下げ連憲訴訟（いのちのとりで裁判）の原告らが生活困窮の実態を語りました。

個人請願書9225人分

「国は恒久的引き上げを」全生連



生活実態を語る生活保護利用者らと吉田会長（左端）20日、衆院第1議員会館

同請願書は、今年10月19日に横浜地裁が判決で、13年の保護基準引き下げに基づく保護費減額処分は生活保護法違反だとして処分の取り消しを国と自治体に命じたと指摘。大阪、熊本、東京各地裁に続く原告勝利だと述べています。また物価高騰について、水光熱費や灯油、食パンなど負担が増し、さらに円安が進めば1カ月分の生活保護費に匹敵する大変な負担になると訴えています。そのうえで請願書は、保護基準が他制度の土台になっており、多くの国民に影響を及ぼすと強調。

全生連の吉田松雄会長は会見で、要請時に厚労省の担当者が保護基準を今後2年間は据え置くことに応じたこと、「物価高騰の中では、実質引き下げになる」と批判したとし、「今求められているのは、物価高に見合う引き上げだ」と強調しました。

神奈川県原告の武田新吾さん(54)は、夏場に冷房をつけず電気代を節約したにもかかわらず、昨年の4000円から7000円に上がったと語りました。「厚労省は、生活困窮者支援への一時的な支給金ではなく、恒久的なものとして保護基準を引き上げてほしい」と訴えました。東京都内在住の原告男性(53)は、暖房代などにあてる生活保護の冬季加算にふれ、「それだけでは物価高に追い付かない」と不安を口にしました。都内在住の渡辺孝子さん(76)は、スーパーで

賞味期限切れ間際の値引き品を買って食費を節約し「何とか食へつないでいる」と語りました。日本共産党の宮本徹衆院議員が請願書提出に参加し、あいさつしました。

生活扶助、引き下げず

政府 物価高騰の影響踏まえる

政府は21日、生活保護費の生活費を上回るケースがあうち食費や光熱費などに充てる「生活扶助」の基準額の見直しを巡り、2023、24年度の2年間、引き下げを行わないことを決めました。物価高騰や新型コロナウイルスの影響を踏まえたもの。加藤勝信厚生労働相と鈴木俊一財務相による閣僚折衝で決着しました。生活扶助の基準額は、原則として5年に1度見直しています。厚労省の試算では、支給を受けていない低所得世帯

の生活費を上回るケースがあるとの結果が出ていたが、物価高騰などの影響を考慮するよう求める声が上がっていました。試算の結果、生活扶助の基準額が低所得世帯の生活費を下回ったケースについては、23年10月から引き上げを行います。厚労省によると、引き下げのみ実施しない対応は初めてです。25年度以降の基準額は社会情勢を踏まえて判断します。